

議案第 23 号

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一
部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平
成 24 年川崎市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 12 項中「栄養士又は」を「栄養士若しくは管理栄養士又は」に改
める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の従業者の配置の基準について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。